

平成18年 第8回

教育委員会臨時会会議録

平成18年9月26日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2225号
平成18年第8回臨時会

日 時 平成18年9月26日(火) 午前10時3分 開会
場 所 教育委員会室

| | | |
|------------------|--------------|---------|
| 「出席委員」 | 委 員 長 | 五味原 康 |
| | 委 員 | 横 矢 真 理 |
| | 委 員 | 小 島 洋 祐 |
| | 教 育 長 | 高 橋 良 祐 |
| 「欠席委員」 | 委 員 | 澤 孝一郎 |
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 次 長 | 川 畑 青 史 |
| | 参事(庶務課長事務取扱) | 小 池 眞喜夫 |
| | 教育政策担当課長 | 堀 二三雄 |
| | 学 務 課 長 | 安 部 典 子 |
| | 生涯学習推進課長 | 佐 藤 國 治 |
| | 図書・文化財課長 | 宮 内 光 雄 |
| | 指 導 室 長 | 藤 井 千恵子 |
| 「書 記」 | 庶務課庶務係長 | 阿 部 祥 子 |
| | 庶務課庶務係主事 | 荒 川 正 行 |

「議題等」

第1 教育長報告事項

- 1 幼児・児童・生徒の事故について

第2 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

学校の改築計画の進捗状況について

学校選択希望制について

(2) 社会教育の施策について

第3 審議事項

- (1) 議案第27号 小中学校職員の旅費支給規程について

「開 会」

五味原委員長 皆さん、おはようございます。

今日もまたお天気は、今週はいまひとつお天気にならないようでございますが、涼しくなりまして、何とか過ごしやすいかと思えます。

ただいまより、平成18年第8回港区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は、澤委員が欠席でございます。

(午前10時03分)

「会議録署名委員」

五味原委員長 本日の署名委員は、横矢委員、お願いいたします。

横矢委員 はい。

第1 教育長報告事項

1 幼児・児童・生徒の事故について

五味原委員長 それでは日程に入ります。

日程第1、教育長報告事項。

1 幼児・児童・生徒の事故報告について、学務課長、お願いします。

学務課長 それでは資料ナンバー1をご覧いただきたいと思えます。

幼児・児童・生徒の事故の報告をさせていただきます。

この報告につきましては、平成18年4月から8月までの事故の報告ということになっております。一番右端になりますが、9という数字がございます。これがこの期間の事故の合計という形になっております。

内訳としましては、授業中が幼稚園、小学校でございまして合計5件。課外指導中が中学校で1件、休憩時間中が小学校で2件、登下校中が小学校で1件という内訳になっております。

2枚目をご覧いただきたいと思えます。2枚目は1枚目の数字の概要でございます。見ていただきますと、授業中の事故がちょっと多いということがございます。それぞれの発生日時、場所、病名、状況等を記載したものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。

小島委員 感想ですけれども、事故報告の場合、いつも特定の学校に集中する傾向があったのですが、今回は幼稚園、小学校、中学校、しかも全て別、同じ学校で二例ということがなくて、よかったと思えます。

あとこの1番目の、白金小学校の平成17年の発生ですけれども、現在、経過観察中ということのでこの表に載せたという趣旨ですか。

学務課長 そうでございます。

五味原委員長 ほかにいかがでございますか。

横矢委員 4月18日の赤羽小学校の事故ですけれども、歩道上で自転車と衝突ということですが、これはどういった状況だったのですか。自転車を飛ばしていたのかとか、子どもたちがふざけていたのだとか、何かそういった詳しい状況というのはわかりますでしょうか。ちょっと自転車の事故がふえていくのではないかなと心配しているので伺いたいのですが。

小さい子ならまだわかるのですけれども、5年生の男子なので、ちょっとそこが気になったのです。

学務課長 出会いがしらの事故です。通学路から真っすぐおりてきて、日比谷通りに出たところで出会い頭で事故になってしまったというようでございます。1人で歩いていたので、別段ふざけていたとかそういうことではないようでございます。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。ございませんか。

この、事故報告というのは、何かひとつ基準があるのですか。

学務課長 治療期間が1週間以上になるものという基準がございます。校長が判断し、教育委員会に対し、提出してくるといふ、そういう形になっております。

五味原委員長 治療期間ね。

教育長 特によく首から上の事故、これについては軽微なものであっても報告するよというようなことはあります。指導室の方にここに載らない形でもそういったものが報告されることはありますね。重大事故につながる可能性も首から上の事故はありますのでね。

横矢委員 こういう情報はそれぞれの学校の保健室などに情報公開されて、お互いに注意を喚起したりされているのでしょうか。

学務課長 もう一度お願いします。

横矢委員 今のこの事故報告ですけれども、こういったものはそれぞれの学校の養護教諭とか、どの先生になるかちょっとほかにわかりませんが、学校にそれぞれ連絡がいて、お互いに注意を喚起するというような形になっているのでしょうか。

学務課長 そのときに学校で起きた事故というのは、担任の先生なり、そういった学校の先生を通じて学校内では周知されていると思います。

横矢委員 他学校との。

学務課長 他学校とその状況といいますと、養護教諭同士の連絡会等でも連絡という形になるかと思えます。

指導室長 事故の内容について、お互いに注意を喚起した方がいいような件については、校長会や副校舎長会で紹介し、それぞれ注意を促しましょうというお話をしております。

横矢委員 そうですか。わかりました。

ちょっと気になったのが、やはり自転車との衝突というのはこれからあり得る、もっと出てくる可能性がほかの学校でも考えられるのと、それから溝があることに気がつかなかったというのは、側溝ですね、赤坂小学校で5月9日にあった、遠足中に側溝に足を入れてしまったというのがあるのですけれどもこういうこととかですね。それから最後のままごとで持っていた割りばしで目を傷つけるというようなことはちょっとどこでも起こりうることで、特に注意を喚起していただいた方

がいいのではないかなと思います。よろしくお願いします。

五味原委員長 ここにある相手がある事故ですね、これについてはその後、加害者・被害者の間でトラブルが起きているようなことはございますか。

学務課長 そうした報告等は来ていないので、ないと思われます。

五味原委員長 指導室、いかがですか。指導室長、その辺は。

指導室長 特にこれがというわけではありませんが、まれにといいますか、お互いに納得がいかないようなものについては、ご連絡をいただくことがあります。

五味原委員長 今のところはございませんか、この件に関しては。

指導室長 発生当時にはこのことでお話がありましたが、そのときに返事をするということで、ご連絡をして解決をはかったというような形をしておりますので、今もって継続している事案ではないと思います。

五味原委員長 現状ではもう引きずっていないと見てよろしいのですね。

指導室長 そうです。

横矢委員 自転車の場合、子どもが加害者になることもふえてきているのですけれども、この事故報告は被害に遭ったことの報告だと思うのですが、逆にそういうこちら側が加害者側の立場になってしまったような事件、事故の報告というものはあるのでしょうか。

指導室長 今のようないについては現在ありません。

横矢委員 もしあったらやはり報告は来るという形にはなっているのでしょうか。

指導室長 場合によってはあると思います。

教育長 そういう想定は大体管理外ですよ。一たん家に帰ってからの事故ということで、それが重大事故であれば、当然親から知らせがあるでしょうけれども、軽微な事故については親がわざわざ知らせなければわからないということはありません。もちろん大きな事故になれば加害であっても報告するでしょうけれども、軽微なことはあまり親は言っていないかもしれません。そうするとわからないということもあると思います。

横矢委員 軽微なものはいいのですけれども、今後少し大きいことがもし起きるとしたらというのはちょっと危惧している部分ですので、そういった情報もしあれば教えていただきたいと思います。

教育長 それはこの表でも報告さえあれば、管理外の事項というところに載りますので。

横矢委員 被害者ではなくて加害者側になってしまうということが、自転車に乗っていると多くなっていると感じるので、そこの注意もしていきたいなと思っています。

小島委員 この集計は、このような事故が発生した、このような被害を受けたという、そういう観点から表をつくっているのだから、加害者側になった場合にこの表に載せようというのは考えていないのではないのでしょうか。

横矢委員 子どものしつけということから考えると、加害者側にならないようにできるだけ早めに何か対策をとりたいと思うので、そういうことがあれば何か手はないか。

小島委員 横矢委員のおっしゃる趣旨は大事なことから、この観点からの対応策を考えた方が

いいかなという気はします。

五味原委員長 学校で交通安全指導とか、それから交通マナーということで、自転車の乗り方その他についていろいろとやっているわけですね。その中から学んでいくではありませんか。

横矢委員 私の知っている実例からいくと、自分が加害者というふうな形になることが想像できなかった子どもが、現場検証とかに連れていかれて、それを友達に見られて心的にPTSDになったとか、そういう深い問題にも絡んでくる部分が出てきているので、その部分というのも見ていきたいなと思っているということです。

五味原委員長 よろしゅうございますか。ほかにはございませんか。

それでは次に移らせていただきます。その前にほかになにかございますか、報告事項で。

次長 ございません。

五味原委員長 よろしゅうございますか。

第2 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

学校の改築計画の進捗状況について

五味原委員長 それでは次に移らせていただきます。

日程第2、協議事項。

港区における生涯学習の施策の方向づけについて、学校教育の環境整備についてのうち、学校の改築計画の進捗状況について、参事、お願いします。

参事(庶務課長事務取扱) それでは資料ナンバー2によりまして、学校施設の改築計画の進捗状況についてご説明し、ご協議をお願いしたいと思います。

資料ナンバー2でございますけれども、現在、改築計画といたしまして、三田中学校、高陵中学校、白金台幼稚園につきましては、平成18年度、基本設計・実施設計の段階に入っております。

三田中学校につきましては、現在仮校舎ということで、旧芝浜中学校に移転しておりますので、三田中学校の古い校舎の解体工事という形で入っていくわけです。解体工事は3月ごろからを予定してまして、11月に補正予算をお願いしようというふうに考えておりますが、解体工事の日程によっては、新年度にずれ込む可能性があるので、そうすると当初予算、平成19年度の予算で対応することが可能かということで考えております。解体工事が終わって、平成19年10月ごろから建設工事に入って、平成21年7月には完了、2学期から新しい校舎へということを考えてございます。

それから高陵中学校でございます。これについても今年度前半に仮設校舎の場所を探すということに対応してきました。仮設校舎は、国家公務員共済組合連合会の所有地をお借りできるめどが立ちました。仮設校舎をこの地に建てるということで、1月から仮設の工事ということで予定しております。仮設工事、それから敷地をお借りする使用料等について、11月の補正予算で予算措置をお願いしたいと考えてございます。来年度、夏休みに引っ越しをして、本体の工事は9月からとい

うこととでございます。

それから白金台幼稚園でございます。これについても仮設の場所が幼稚園の前の白金台三丁目遊び場ということで一応確保できましたので、12月あたりから仮設の工事をして、5月のゴールデンウィークあたりに引っ越しをしたいと思っております。6月ごろから現園舎の解体・建設工事ということで考えております。

それから高陵中学校につきましては、基本設計の業者を選定するというところで、プロポーザル方式、入札ではなくて提案方式ということで選定いたしました。このたび設計業者が決まりました。公募したところ24社が応募しました。1次で4社に絞り、それからその4社についてプレゼンテーションを行い、1社に決定したというところでございます。

お手元にカラーのプロポーザルの技術提案書、これが今回決まりました株式会社岡田新一設計事務所の技術提案でございます。この中で若干ご紹介をいたしますと、「継承と創造」ということで、学校というものは非常に卒業生同士を、あるいは在校生もそうですけれども、つなぐ共通の基盤であるということで、歴史的な継承ということを重視する必要がある。あるいは江戸時代、ここは武家屋敷であったそうでございまして、そうしたところの歴史的なもの、段差があるということですが、それは江戸時代から続いているわけで、そうした継承すべき敷地の見方を継承して生かしていくべきであるというようなご提案でございます。

真ん中より下に図4ということで、堀田坂から見たイメージということで、ケヤキ並木というものがありますけれども、こうしたものを生かした形での校舎予定ですね。それから受付ホールというのが図6にあります。これは提案でございますけれども、現在の学校というのは入口に四角い小さい窓が受付にあってというようなものが多いわけでございますけれども、来訪者を気持ちよく迎え入れる受付空間というようなことで、広くカウンターをとって、よく顔が見えるというような形にすべきであるとか、保護者の交流スペースを用意したらどうかというようなことでこういう提案がされています。

それから2枚目には、「喜びを育む教育空間の創造」ということで、配置についての提案。それから工期を短縮できるということも各社に求めていたわけですが、そういうことの提案。それからライフサイクルコストの低減ということで、長持ちする学校、それから環境負荷に配慮した学校というような形での提案ということで、そういうことが評価をされて採用されました。

この設計イコールそのまま設計になるということではございませんけれども、事業者の能力、経験等を提案によってはかったということでございます。この資料については以上でございます。

それから恐れ入りますが、もう1回資料ナンバー2にお戻りいただきたいと思っております。

今度は新しく赤羽小学校・幼稚園、それから港南小学校・幼稚園、芝浦小学校・幼稚園という3校3園についてです。今年度は基本構想・基本計画という形でスタートをしてございます。平成19年度設計、平成20年度から工事という形になります。

赤羽小学校については仮設の校舎に移転する必要があります。まだ仮設の校舎をどこにするかということは正式に決定しておりませんが、この辺も庁内で調整をして早く決めていきたいと考えているところでございます。

それから、港南小学校・港南幼稚園、これは隣接する国有地を取得してということになりますので、仮設校舎を用意する必要はないわけでございますけれども、ちょっと補助道路というのが斜めに走っておりまして、そこを廃止してつけかえるという形がございまして、その道路の廃止の手續等の関係で、若干現幼稚園のところに引っかかるというようなことがございます。現在は幼稚園を敷地内のちょっと別のところに仮設を移して工事をするというような形で考えているところでございます。

2枚目をおめくりいただきたいと思います。今回小学校、幼稚園の本格的な改築は港区では10年ぶりということでございます。その間のいろいろな社会の状況の変化というようなことに対応するというので、港区のスタンダードな小学校・幼稚園の改築の考え方というのを基本構想で策定をしたいと考えております。本来ならば、それぞれの学校ごとに基本構想・基本計画を策定するのが港区の例でございますけれども、今回は3校の小学校・幼稚園について、基本的な考え方ということで基本構想を策定するというところでございます。

昨日、第1回目の検討会を開催したところでございます。この中では、オープン教室というようなものが最近は多いわけですが、そういうもの、全国の小学校等のオープンスペースのあり方を類型化して三つに分けられるのではないかとというような、資料等も参考しながら準備を進めているところでございます。

その下、基本構想は11月まででございまして、12月から3月にかけて、今度はそれぞれの学校別に学校の特色を生かしたものをどういうふうに取り入れていくか、それから敷地の形状、建築基準法等の法的な規制というのがございますので、それぞれの学校ごと、学校・幼稚園ごとに基本計画の検討委員会を立ち上げて、こちらの方で基本計画を策定する。この段階では、小学校・幼稚園の保護者の方にもお入りいただいて、いろいろな議論をしていきたいと考えているところでございます。

簡単ですが、説明は以上とします。

五味原委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらどうぞ。

小島委員 この小学校・幼稚園改築整備基本構想策定委員会ですが、ここで策定される基本構想としては、項目的には基本構想ではどのようなことを決めるのですか。その後基本計画があるわけですが。

参事(庶務課長事務取扱) 基本構想では、港区の置かれている教育の現在の社会的な背景から、港区の教育の目指すべきところから説き起こして、具体的には港区のそういう教育を実現していくためにどういう施設が必要か。具体的には普通教室はどのような大きさであるべきだ、特別教室はどうあるべきだ。それから配置はどのような形で考えたらいいのかというような、基本的な考え方ですね。施設計画に関する基本的な考え方というものがここで検討されます。

小島委員 そうすると赤羽、芝浦、港南の三つの学校の共通になるわけですね、考え方としては。

参事(庶務課長事務取扱) まず10年ぶりということもありますので、港区のある程度スタンダードなものを決めたいと思います。ただそうは言っても、それぞれ学校の特徴を生かしたものも

やらなくてはいけないと思います。この基本構想の中では若干それぞれの学校の置かれている条件であるとかそういうものも入れて、各論としてこの基本構想のところでも少し各校ごとの考え方というものも入れて、次の基本計画につなげていきたいと考えています。

小島委員 港区の小・中・幼稚園で、どの学校の建物を建て替えるのか、建て替えの順番は、この基本構想よりさらに前の段階で決めるわけですか。例えば古くなっているとか、生徒数がふえて足りなくなったとか、耐震強度の問題とか、そういう観点から、どこから順番にとか、どこをやるのかというのを決めるわけですね。それはどこで決めるのですか。

参事（庶務課長事務取扱） それは、一つは港区の基本計画、あるいは振興プラン等で行っていくわけです。資料ナンバー2のところ平成18、19、20年度のところを太い線で囲んでございます。これが港区の基本計画の後期計画で計上されているものということでございまして、こうした中で決めていく形になろうかと思っておりますので、構想の中ではそこら辺の議論は特に進める予定はございません。

小島委員 それで芝浦小学校・芝浦幼稚園以外の、三田中学校から港南小学校・幼稚園まではずっと詳しい話を今までずっと聞いていました。芝浦小学校・幼稚園についてももう手狭になるという話は聞いているのですが、あまり具体的に学校施設改築計画というのを、ほかのこの上の五つと比べてあまり聞いてなかったような気がするのです。これは同時に小学校・幼稚園のスペースというか、キャパシティが足りなくなるということで一緒に入れるということになっているのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 赤羽、港南、芝浦についてはいずれも同じ時期に基本計画とか、振興プランとかその辺の中で、同時に三校とも老朽化と児童数の急激な増加に対応するためというようなことで計画しております。その都度三校一緒に説明をしてきたつもりでございます。

小島委員 一緒ですか。

あとこの芝浦の土地交換も聞いた気がするのですが、具体的に記憶にないのです。どういう土地交換をするのですか。

参事（庶務課長事務取扱） これはまだ決定ということではないのですが、東側の東京ガスとの土地交換というのを探しているところでございます。庁内で検討しているというところで、決定したわけではございません。また具体的な庁内での調整といいますが、そういうものがわかり次第お諮りをして、ご決定いただきたいと思います。

小島委員 それから高陵中学の欄をずっと見ていくと、解体工事というのがないのですよね。ここは解体工事がないといけないのではないのでしょうか。

参事（庶務課長事務取扱） 済みません。解体・建設工事ということで、ちょっと解体が抜けておりました。当然現在の校舎を壊さないといけないので、失礼いたしました。

小島委員 とりあえずここまでで。まず基本的なこと。

五味原委員長 この基本構想その他の中で、私たちが学校訪問で学校に伺うと、特に高学年のお子さんの体が大きくなっていること、それから机もそれなりに大きくなっている。そうしますと今港区の場合で、一番多いところで30、40名弱ぐらいのお子さんが入っているわけですが、クラスを分けるとか、今少し余裕のある教室をつくらなくてはいけないのではないのか、先生自体も歩

く場所、特にＴＴでおやりになっているところなんかは本当に苦労しているように思うのです。この辺に関してはこの委員会では出てまいりませんでした。

参事（庶務課長事務取扱） 当然教室の大きさというものをどういうふうに考えるかということも検討課題の中に入っております。現在、例えば教科書が大判化されたということで、机も新しい規格になったというようなことで、やはり施設自体の考え方も以前とは違ってくるといのがあります。それから天井の高さも法的な規制があったのですが、それが緩和されたということもあります。そういう新しい社会的な状況であるとか法的なものであるとか、そうしたものを校長先生のご意見も伺いながら考えていきたいと考えております。

五味原委員長 それから、今港区内の学校を見ておりますと、施設の問題点があり、非常にきれいなランチルームがあるところ、それからいまだに教室で食事をしているという格差があるのですが、この辺については、新しい構想では全てランチルームを持つような考え方になっているのでしょうか。

参事（庶務課長事務取扱） それも含めてランチルームのあり方というか、機能というものも整理をして検討していきたいと、課題項目の中に入ってきます。これからです。

小島委員 今のランチルームですが、この間高松中学校に行くと、広々としたランチルームですばらしいなと思いました。あれはランチルーム以外で何か利用しているのですか。どんな説明ありましたか。私は所用で途中で帰ってしまったので。

五味原委員長 私はあそこにいましたけれども、非常にきれいでよかったですよね。

小島委員 だけど広くて立派だけれども、ランチルームだけで使うというのではもったいないですね、あれだけ広ければ。

五味原委員長 いや、もちろんそれ以外に。

小島委員 だからどんな利用をしているのか。

五味原委員長 どんな利用。指導室長、どうですか。どんな利用をしていますか。

指導室長 済みません、ちょっと確認をしておりませんので今、高松中学校については。

参事（庶務課長事務取扱） 高松中学校が具体的にどう活用しているかわかりませんが、ランチルームのある学校に伺いますと、例えばＰＴＡの会合に使うであるとか、何か演奏のそういう会場に使うとか、そういう使い方はどこでもされているようです。

ただし全校が一斉に昼食をとれるような広々としたランチルームが必要なのか、それとも学年ごとぐらいに交替で、今週はこの学年がとる、次の週はという形で、少しこじんまりした形でのランチルームにするか。それは全体の学校の広さをどれだけ確保できるかということと、部屋をどういうふうに効率的に使うかということの中でちょっと議論しなくてはいけない話だと思っています。

五味原委員長 六本木中学校の話ね。ランチルームを何か使っているのを見たことがあります。

教育長 六本木中学校はランチルームが二つあって、１階にあるものと、それから音楽室につながっているというものがあまして、２ヶ所にあそこは分かれていますね。ですからもう少しどかして歌を歌ってとかそういうような、もうちょっと広々とした、そういう使い方をしていきますね。最初からそういう設計になっている。高松中学校とか御成門中学校の場合は全校であそこで一

齊に食べるということを聞いています。使い方としては学年集会とかいろいろなそういったものに使う可能性はたくさんあります。ただそれを常時使うかどうかというのはちょっと別のことです。

小島委員 結構ランチルームに広い面積をとって、費用をかけているわけだから、効率的な使い方方も考えなくてはいけないのでしょうか。ちょっと気になったものですから。

五味原委員長 中学校については、今給食に関して外部委託というのを進めてきておりますが、そうしますと外部委託をすると、調理室はおのずからやはり今と同じ大きさが必要なのですか、これに関しては。

参事(庶務課長事務取扱) 委託の場合、どこかからつくって持ってくるわけではないですから、給食業者が学校の調理室に入って調理をするというのが基本の形ですので、一定の広さは必要です。

五味原委員長 従来と同じだけ必要ということになるわけですね。なるほど、ある程度下準備しておくのかと思ったら、そうではない。

横矢委員 この高陵中学校の技術提案書を見ると「えっ、学校!？」というぐらい立派でびっくりするのですけれども、これはもともと公募制にされたわけですよ。そのときの指示書にどの程度度が書かれていたのか。こちらから、この人の事務所の提案がどの程度で、港区はどこまで言っているのかというのをちょっと教えていただきたい。何がポイントでここが選ばれたのかというのがちょっと見えにくいので。

次長 私が選考委員でございますので全体の経過を少しお話ししますと、24社応募していただきました。こちら側からはかなり、30項目か40項目ぐらいの部分について、それぞれのところでどういう提案をするか。もちろん企業の規模だとか資本金であるとか、どういうスタッフを抱えているかみたいな経歴はもちろん当然ですけれども、それ以外に安全性あるいは教育環境をどういうふう考えたか。港区の振興プランをどういうふう施設側として読み取ったのかと、30項目ぐらいのものの検討をお願いしまして、その中で4社、最終的にプロポーザルを見たということになります。プロポーザルはそれぞれの、項目はこちらのこれだけではないのもっといっぱい提案書があるわけですけれども、今日は代表的なペーパー2枚だけをお配りさせていただきます。その中で、具体的なパースをある程度描きながら説明をしていただいた。それはその土地柄の歴史的な背景であるとか、あるいは先ほど申しました安全性、それから子どもの教育環境という意味では、オープンスペースなり、メディアセンターなり、そういったものをどういうふう考えているか、そういったものをそれぞれで提案し、プレゼンテーションしていただいて、それを最終的に6人の審査員で点数化をして、最終的に決定してございます。

次長 このペーパーで言いますと、文字的には緑のところ、一番上のところの2行目に教育環境を考慮に入れた施設づくり、開放的な学校づくりの安全性。それから3はまた別のところにきていますね、2枚目ですかね。3は右上の2行目、学校のライフサイクルコスト等ですね、そういった大きくくりには5項目ぐらいの項目の中で具体的にそれぞれの持ってきているプランというものを考えて、こういう形になっています。

五味原委員長 新しい学校、良い学校の施設化としては良いことですね。

次長 参考までに申しあげますと、そういう意味ではそれぞれの最終選考に残った設計事務所と

というのは相当エネルギーをこれに費やされていらっしゃると思います。したがって、プロポーザルですからこのとおりつくるというわけではなく、この考え方を取り入れながら、ユーザー側である区の意向を踏んで、実際の設計に入る、そういう流れです。

したがって、このペーパーは先方の意匠権が発生していると思って、今日お持ち帰りいただいていいかと思えますけれども、意匠権つきなので外に出されるとちょっとという部分があります。

小島委員 よく応募したものは返しませんというのではないですか、普通は。

次長 二通りありまして、著作権はこちらでもう全部持ちますよというもの、かなり先方の意匠だとか工夫を評価するという部分と二通りありますので、やり方はいろいろです。今回は後者の方ですので、相当それぞれの設計事務所の意匠権が発生するようなおもしろい提案になっています。

小島委員 そうすると、この提案でつくった場合、予算との関係はどうなるのですか。

次長 これは当然予算の範囲になりますので、ある程度こちらで積算をした標準的な予算の積算に合わせていただく。ただ先方がオプションとして提案されたものについてはもちろん加算をする、そういうことです。

五味原委員長 ほかにいかがでしょうか。

その後委員会は開かれているのかどうかわかりませんが、策定委員会ではこの幼稚園の併設園と白金台幼稚園のように独立園、この辺の考え方については、基本的に同じような考え方と見てよろしいのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 小学校と併設をしている3校それぞれ同じ敷地内にあって併設されているという形ですけれども、そういう特色を生かした形での教育活動ということも当然出てくるわけですから、施設の面でもそういったことを視野に置いた形での施設のあり方というものを検討していくことになるかと思えます。

五味原委員長 従来この赤羽にしても港南にしても芝浦も、港南はちょっと別ですけども、赤羽、芝浦で考えますと、従来小学校の施設の一部を幼稚園用として、改装して使うという形で。唯一同じ併設校では、併設校といえるのかどうかわかりませんが、にじのはし幼稚園の場合なんかは併設であって併設でないという部分があるのですが、この辺の考え方を新しい学校の中でどのようにまとめていくのか。

参事（庶務課長事務取扱） まだ昨日、第1回目の検討会を開いて、どういう検討課題があるかということをお話し合ったというようなことですので、当然それも中に含めてこれから議論をしていくということになるかと思えます。ですから随時委員の先生方のご意見をいただきながらそれを反映させていければと考えております。

次長 ご承知のように白金台は単独園でございます。残り三つの、赤羽以下の方は、幼・小がコンビネーションになっています。港南については幼・小・中が組み合わせとして。

五味原委員長 隠れて中学があるという考え方。

次長 だから幼単独のものと、幼・小が併設のものと、結果的に幼・小・中が一体的なものと3通りという形で今進めることとなります。その場合にきのうも議論があったのですが、少なくとも幼・小が一緒になった場合にはどういう連携が可能なのか。これはハード面とソフト面を含めてき

ちんと論議した上で、併設型の幼稚園としてはどういう形が望ましいかをきちんと論議して絵をかきましょう。そういうところに今はなった。またこれを幼・小・中一体になってしまうとまた話が大きくなってきて、これはこれでまた小と中の連携の仕組みがまた別個かな、多分そういうことになると思います。

五味原委員長 ほかにございませんでしょうか。

横矢委員 今回のこの企画が通ったということは、今後いくつも工事ができてくるわけですが、そこにこの企業というか、この設計事務所というのはずっと絡んでいくという形になるのでしょうか。何か基本的な部分を今決めているということなので、そこにかかわってくるということは、ずっと全体的にかかわることになると思うのですが。

参事（庶務課長事務取扱） これは高陵中学校の基本設計でこの業者を選定したということですので、ほかに影響するということはございません。

横矢委員 逆にないということになるわけですか。ここで得たものというか、生かしていくものというのはきっと出てくると思うのですが、そういった場合もまた新たにプロポーザルで公募して、業者を選定という形にはなるのですか。

参事（庶務課長事務取扱） 当然こういう事業者の優れたものは、私ども、あるいは私どもの建築の技術部門の方に知識なりそういうものとして蓄積されていくとは思いますが、それとは別にそれぞれこれからいくつも改築が出てまいりますけれどもそれぞれ、プロポーザルでやるか、あるいは入札でやるかというものの判断はありますけれども、それぞれ事業者を決めていくと。プロポーザルでやれば、その時々でふさわしい技術提案をしていただいでやっていくという形になるかと思えます。

横矢委員 わかりました。

五味原委員長 ほかにいかがでございますでしょうか。

小島委員 この高陵中学のを見せていただいて、すごく楽しい絵ですよ。学校ではないみたい。指導室長にお願いしたいのですが、多分こういう立派な学校ができるので、全員登校して不登校のないよう、明るく楽しく学力アップにつなげていただきたいと思えます。

指導室長 ぜひとも努力したいと思えます。

小島委員 すばらしいですね。和室ってこれは何か能楽堂みたい。すごいですね。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。

これは私からの要望でございます。特に今改築計画予定表を見させていただくと、港南と芝浦に関しては非常に人口がふえるという考え方が、予測が立てられていると。したがって、この辺は十分に織り込んで建設を考えていただきたいと思えます。また途中で足りなくなるというようなことのないように、また余って困ったということもないように十分に考えていただきたいと思えます。

学校選択希望制について

五味原委員長 ほかにないようでございますので、次に移らせていただきます。

続いて、学校選択希望制について、学務課長、お願いします。

学務課長 資料ナンバー3をご覧くださいと思います。「学校選択希望制の検討について」というものでございます。

まず最初に学校選択希望制の概要について、現況といたしますか、概要についてご説明いたしたいと思います。今回これは協議事項としてお願いするものです。今の学校選択制は、平成19年4月入学を含めると5回目を迎えます。一定の検討をした上で支障があれば見直しも必要になってくるかと思っておりますので、そうした観点から本日ご意見をいただきたいと思っております。

また、今回に限らず、学校選択制自体は、かなり大きなテーマですので、何度か委員の先生方のご意見を伺いながら、検証作業を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは資料の説明に入らせていただきます。平成19年4月の入学で5年目を迎える学校選択制ですが、4年間の検証を行いたいと思います。それを踏まえて新しい学校選択制のあり方について、どのようなものがあるかということを検討したいと思っております。

また、この検討にあたりましては、各総合支所に設置する地域教育会議等において、地域の方や保護者の意見も踏まえた検討をしていく必要があるとされております。

次に検討課題でございます。5回目を今回迎えるわけですがけれども、その中で生じてきた課題として大きく四つございます。点目としては特定の学校に希望が集中するため、抽せんになり、入学できない状況が出ている。点目として、そういった抽せんになる学校がある一方で、小規模化が進んでいる学校がございます。学級編成に問題が生じる可能性のある学校もございます。点目としまして、児童の登下校時の安全確保について、より一層の徹底が求められている。学校選択制で長い通学距離を通うお子さんも出てきていますので、そういった意味からの安全確保が求められているということ。点目として、他の地域の学校に入ること、元の、自分たちが住んでいる地域との関係が希薄化しているということが懸念されているということでございます。

今回のこの検証作業でございますが、検証のスケジュールといたしましては、行政、教育委員会と学校現場、校長先生を初めとする検討会を設置しておりまして、そこを中心として案を作成し、関係機関、区民に周知した上で、平成20年4月入学時から新しい制度として適用していきたいと今のところ考えております。

下は、参考として、保護者からのご意見を全部ではございませんが一部掲載しております。ご覧くださいいただければと思います。

次に2枚目に移らせていただきます。これは学校選択希望制実施結果でございます。過去4回やってきているわけですがけれども、その中でどういうふうな結果が出ているかという現実の問題を説明させていただきます。

まず最初に生徒の変遷でございます。平成15年、これが最初の年になりますが、平成15年から平成17年の4月入学までは、通学区域外から何人受け入れるかという枠を設定して、その数だけを区域外から受け入れましょうということで運営をまいりました。

小学校の場合は学校規模に応じて50人または30人、中学校の場合は60人または40人です。それをこしの入学、平成18年4月入学から学校自体の受け入れ上限数を設定する方式に変えました。小学校では3学級100人と2学級70人の学校、中学の場合は110人と70人と

いう形で設定しております。なお平成18年4月に合わせまして、小学校の場合、通学区域外選択希望者、学区外から入学を希望する者で、その子が学校に兄弟がいる場合は抽せんの優先順位を高めるといった特例を設けました。

小学校につきましては、自分の学区域の隣接の学区域の中から選ぶ。中学校は港区全域の中から学校を選択するというようにしてありまして、それについては平成15年度の制度創設以来、同じような形でやっていっております。

2番目でございますが、平成18年4月の入学の結果でございます。抽せん実施校は三つございました。赤羽小学校、白金小学校、六本木中学校でございます。抽せん対象者としましては、赤羽小学校が31人、白金小学校が37人、六本木中学校は100人という形だったのですが、先ほどの兄弟の特例で赤羽小学校は20人、白金小学校は13人が優先的に入学できるという状況になっております。

下の表はそれをまとめたものですが、赤羽小学校の場合は56人が学区域内からの入学を予定。そこに対して学区域外からは51人ございまして、合計107人の希望がございました。受け入れ上限数は70でございますので、受け入れ上限数から学区域内の入学予定者を差し引きますと14名の枠しかないのですが、そこに51名の応募者が来ているということになります。白金小学校につきましても学区域内からの入学予定者は88名でございます。学区域外から50名ございました。合計138名ございました。ここは受け入れ上限数が100名ございまして、その差の12名の生徒、100名と学区域内の88名の差、12名の枠の中に学区域外からの希望者が50名という状況になっております。六本木中学校につきましては、これは私立学校等の進学のご予定がございまして、小学校とちょっと状況は異なりますが、104名の学区内からの入学予定者がおりました。学区外からは100名希望がございました。合計204名で、受け入れ上限数は70名でございました。これで抽せんを行いました。結果的に六本木中学校は私立中学校への進学等の関係から、希望する方は全員入学ができていたという状況でございます。

平成17年4月の結果につきましては3番目に掲げてございます。学区外からの受け入れ枠を設定している時期のものでございます。赤羽小学校は学区域外からの受け入れの人数は30名の枠に対して45名の希望が来ている。白金小学校は同じく学区外からの受け入れ人数の枠は30名ですが、47名の希望者が来ているということです。本村小学校も30名でございますが43名ということで抽せんを実施しています。結果、入学ができなかった子が出てくるということでございます。

3ページ目にまいります。学校別入学児童・生徒の状況ということで、これは各小学校、次のページが中学校になりますが、学校別に学区域外から何人来ているかという部分を、学校選択制が始まりました平成15年度から4年度分とっておいてございます。

特徴的なところだけ説明を申し上げますと、芝小学校を見ますと、平成15、16、17、18年度と来ているのですが、平成18年度になりますと学区域外からの人数がふえているという状況でございます。

次は赤羽小学校でございますが、学区域外の人数を見ていきますと、平成15年度から17年度までは26、48、43となっておりまして、平成18年度で21と狭まっております。これは制

度が受け入れ上限数の設定になった関係で、学区外からの入学者が絞られてきたということによるものと思われます。

一方、同じ現象が白金小学校でも起きておりまして、平成18年度の学区外からの人数は減っています。

右の列にいきまして本村小学校でございますが、ここはコンスタントに学区外からの入学者が多いということでございます。

下に筈小学校がございます。ここも平成18年度にふえているということがございます。次、下から青南小学校を見ますと、青南小学校もコンスタントに学区外からきているということでございます。最後の合計の欄でございますが、全体から見ますと、児童数全体に対して25%程度が学区外の児童ということになっています。

次のページが中学校でございます。こちらは特徴的なところだけご説明申し上げますと、御成門中学校、三田中学校は学区内よりも外から来る人の数の方が多くなってきている。学区外からの進学者の方が多くなってきているという傾向が見られます。高松中学校につきましては、コンスタントに学区内からでも学区外からでも人が集まっているという形であります。次、六本木中学校でございますが、六本木中学校もやはりコンスタントに生徒が集まっております。あと高陵中学校につきましても、やはり同じように一定数の数は必ず確保できているという状況になります。

生徒数に占める割合を合計で見えますと、44～45%程度が学区外からの入学者ということになっております。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。これは平成18年4月、ことしの4月の小中学校の入学状況でございます。先ほどの表とどこが違うのかというと、学齢人口が入っているというふうな文言が大きな変更点で、実際、学齢人口よりも多い子どもを受け入れている学校も結構出てきているということでございます。右端にそれぞれの学校の受け入れ上限数の数を載せておりますので、受け入れ上限数にどの程度達しているのか達していないのかというのが見られると思えます。

次のページにいかせていただきます。今度は横の表になりますが、これはことしの4月の小学校の入学者の通学区域別状況を示しているものでございます。

横の軸が通学区域に住んでいる学齢人口を記入しているもので、横の軸が通学区域を示しておりまして、要するに御成門小学校の通学区域、芝小学校の通学区域という見方を提示いただきたいと思えます。縦の欄が学校名ということになっております。見方としましては、例えば御成門小学校の通学区域の子どもが、御成門小学校に進んだのが、御成門小中学校に行ったのが25名、芝小学校が3名ということで、御成門小学校の学校区域からは28名の子どもが公立小学校に進んだということでございます。

横軸で見させていただきますと、御成門小学校に御成門小学校の学区外から25名、芝小学校に3名、港南小学校に1人、麻布小学校に3人というふうに見ていただきまして、合計で38名の入学者が御成門小学校に上がるという見方でございます。そういう形でこの表は見ていただきたいと思えます。

次のページも同じです。これは中学校の状況を示したもので、見方としては同じような形になり

ます。

最後の、次のページが学校選択希望制アンケート集計結果というもので、小学校と中学校それぞれ1枚ずつつけております。設問事項としましては、学校選択希望票にどのように記入しましたかとか、選択はどなたがしましたかというのがございます。学校を選んだ基準は何ですかというところで、小学校の場合は学校が近いという結果が出ています。そういう形になっています。

最後の質問6でございますけれども、今後の学校選択希望範囲についてお伺いしますという質問がございますが、現行のままで良い、隣接校選択のままで良いというのが一番多い結果になっております。

続きまして、中学校でございます。中学校も同じ設問でございます。質問3を見てみますと、やはり学校が近い、それに友人関係という形で出てきております。最後に裏側でございますが、今後の学校選択希望制の範囲について伺いますというところでやはり区内全校からの選択、現状のままで良いという意見が多くなっております。以上が現状を含めたご説明です。

次に1枚の紙があるかと思いますが、これにつきましては事務局の方で、学校選択制について、課題を受けて見直すとすればどういう案が考えられるかということでちょっと考えてみました。A案としましては現行制度を維持するというところで、現行制度はいじらないのですが、学校の特色を理解する児童・生徒の入学を許可していこうということで、区域外からの入学児童・保護者に対し、学校の特色、教育への取り組みですね、地域活動への参加について一定の誓約を取って、面接を実施するというものを考えておりました。このメリットとしましては、児童数・学級数、いわゆる風評で学校を選んでいくということを排除することになりまして、本当に学校の特色を理解できる保護者・児童を選ぶことが可能になるということと、学校運営や地域事業に保護者の理解が得やすくなるのではないかとこのメリットが考えられると思います。

それに対して、今回誓約を取るということになっておりますが、これについては法的な拘束力があるものではございませんので、実質的担保を求めることができないというデメリットがございます。まさに保護者の意識にかかってくるということでございます。

また、面接を実施する場合の選考基準が必要となってきます。面接で不許可、入学ができないというふうになった児童・生徒、児童・保護者の方への説明が必要となってくるのではないかと考えております。

次にB案でございます。これは小学校だけの案になってしまうのですが、学校の選択可能範囲を変更するというところでございます。支所単位での選択にしてはどうかという案でございます。学区域外の者の選択可能範囲を隣接学区域ではなく、五つの総合支所単位での選択とするということでございます。それに対するメリットとしましては、地域の拠点としての機能を生かし、区民と協働して教育に関する地域の課題を解決できるようになるのではないかと。学校、町会・自治会間の連絡調整がスムーズになる。地域といわば密接を重視したというところにメリットがあるのではないかとということになっています。それに対してデメリットとしましては、現在の学区割と支所割が不一致の部分、具体的には御田小学校ですが、それがありますので、そういった部分をどうするか。あとは支所になりますと、やはり一定程度広範囲になってきますので、通学距離が非常に長くなる

地域が出てくる恐れがあるというところでございます。

そのほか事務局でいろいろ考えてみた案を下に載せております。小学校だけのものになりますが、学校の選択可能範囲を変更し、2種類の選択可能グループをつくったらどうだろうかという考えがあります。例えば、小規模校は港区全域から選択可能というふうにするけれども、それ以外の学区は現行のままという案はどうだろうかというのが出てきました。

また小・中学校とも適用になりますが、学区の学齢人口が多い学校については、選択希望の対象からはずしてしまっただろうということもありました。これは他区で検討されているという状況もあるようでございます。また小規模校に教育的魅力をつけ加えてはどうだろうかということで三つ目を挙げております。現行の選択制の制度を変更せずに小規模校に協力していきたいということを考えております。

資料の説明は以上でございます。よろしくご議論をお願いしたいと思います。

五味原委員長 この件につきましてはいかがでございましょうか。ご意見等ございましたらぜひお伺いしたいと思います。

小島委員 学校選択希望制を実施して5年目を迎えて、検討課題として、
、
、
、
というのを挙げられているわけですね。今この問題については、ある程度学校選択希望制を採用するに当たって、種々の検討をした際にも多分こういう問題が起こるであろうということで考えられた論点なのですね、これ全部。そういうデメリットもあるけれども、公立小・中学校の全体のレベルアップのためには選択希望制を採った方がいいという考えのもとに選択希望制を採用したのですよね。

そうした場合に一つひとつの検討課題を見た結果、確かに特定の学校に集中する、あるいは小規模化が進むということは、現在そのとおりになっているのだらうと思うのですが、それがもう絶対許せない程度にこの
の問題がきたのか、あるいはまだまだこの程度であれば、やはり選択制を採用した理念からいって許容範囲ではないかと考えるのかどうかという点を議論しなくては行けないのではないかと思います。

それからあと
の「元の地域との関係の希薄化が懸念されている」今までは学区外の学校へ行くと、保護者がPTA活動とかいろいろな活動に協力しないというような問題点が議論されていたと思うのですが、この
の「元の地域との関係の希薄化」、これはちょっとあまり今まで大きな議論としてはなっていないかと思います。ここら辺をちょっと説明していただきたい。

それから登校時の安全確保、これも実施するに当たっている議論がされて、確かに大きな問題ですが、果たして選択制を実施したことによって現実に安全が脅かされた事例があるのかどうか。

そういう問題点をいろいろ論議して、初めて選択制の内容をいじるのかどうかという話になっていくのだらうと思います。その前提はどうなっているのですか。

学務課長 まず登下校時の安全確保についてということですが、選択制が導入されたから児童・生徒の交通事故がふえたというデータのものは認められません。ただやはり通学が長距離になりますので、学校側が指導する部分は増してきてはいるのかなというふうには思います。ただそれが現実に起きているのかどうかという点になると、今のところそういったものは見られていないということでございます。

でございますが、「他の地域の学校に入ることによって元の地域の関係の希薄化が懸念されている」。これは下にも拳がっているのですが、上から三つ目ですね。他の学区域に通っている小中学生が地元で友達がいなくて、地元のお祭りとか、やはり学校を基盤としてやるものが多いので、そういったものが出ていっているのではないかなというふうなことでございます。

小島委員 それで、今まで学校選択希望制を実施するかどうかについて非常に大きな問題になっていたのは、学校選択希望制を実施しなくても、もうその当時指定校変更という方法でかなり自分の学区域以外の学校に通っているのではないかというのがひとつあったのですよね。そうした場合は、この検討課題のとの関連で、選択制を採用する以前の指定校変更によって学区域外に行った人と、それからこの学校選択希望制を採用したことによって学区域外に行った人の比較として、従前よりかなり多くなったということなのではないでしょうか。

学務課長 平成14年度のデータで見ると、平成14年度の小学校は全校児童生徒に対して学区域外の児童が15.7%、比べると今はプラス10%と。その前年の平成13年度になりますと11.8%となりますので、年度ごとの波はあると思いますが、やはり10%から15%の間では学区域外からの指定校変更で入学したというのはいたのだと思います。

小島委員 だから従前の指定校変更で学区域外に通った生徒の数と比べて、選択希望制を採用した後の学区域外に通った生徒の数はふえてはいるのですが、しかし、その数としてはそれほどでもないという認識だったのですけれども。

五味原委員長 ちょっと待ってください。今の実施前の数字というのは、あくまでも学区域変更を出して変更したお子さんだけですね。

学務課長 そうです。指定校変更による入学者です。

五味原委員長 その範囲内だけですね。

学務課長 はい、そうです。

小島委員 今まで毎年の説明を聞いていると、選択制を採用したからといって、それほど物すごく学区域外に行ってしまったというほどではないのではないかという認識を持っていたのですが、先ほどの説明で、平成18年度は小学校の場合、学区域外に進学した人が25%で、中学校が45%、すると今までよりずっと多くなったのではなかったか、去年。そうするとやはりこういう許容限度より多く学区域外に行くようになったので、「いや、やはりこれは見直す必要がある」ということになるのですかね。そういう議論になってきたのですか。

五味原委員長 ですからあくまでも統計的な数字の中で、過去のものについてはそれ以外に、いわゆる学区域変更をした人以外に、特に一部の学校では住民票を動かして、それによって入っている人もいます。

小島委員 だからその実数よりも多かったのですね。

五味原委員長 それがあることは事実だろうということは言える。

現状において指定校変更と、それで選択希望制、この方式を取っている場合に、区内の中学校で見ると、区内のお子さんは指定校変更をする必要がないわけでしょう、基本的には。中学の場合はそうですね。そう考えてよろしいのですね。

学務課長 基本的には、そういうことになりますね。

五味原委員長 小学校の場合には指定された隣接校以外に行く場合に必要になるということですね。それでよろしいのですね。それに基づいた集計ですね。

小島委員 安全面からどうですか、横矢委員。

横矢委員 やはり保護者の側から立って、保護者の間話を、子どもが中学生の頃していたときから、やはり下校の問題というのがかなり気になると。登校はまだ早い時間ですからまだいいのですけれども、下校時間がばらばらになるというようなことは気になっている方が多かったです、私も心配になるところです。

奈良の楓ちゃんの事件の判決が出ますけれども、あの彼女も選択制だったので、近所の方たちがちょっと連絡というのですか、が悪かったと。だれがどこの学校に行っているかということを理解していなかったというようなことはちょっと話題にはなっておりました。

それからPTAの役員をやりたくないというようなことから入ってこられる方がどうも目立つというのはいた時期には実感していましたので、その部分、面接で制約をとということも出ていますけれども、これで面接の結果落とされたという人がどういう反撃に出てくるかというか、どういう形で対応してくるのかというのが心配だというのがあります。

あと、ごめんなさい、安全面ではないのですけれども、赤羽小学校と白金小学校では結局抽せんで落ちてしまう子がかかなり多くなっている。それでしかも兄弟が最初にラッキーで抽せんに受かったら、その次の例えば年子の妹や弟はまたラッキーで入れるのですけれども、1人アンラッキーだと下の子もアンラッキー度が高くなるという。この赤羽小学校、白金小学校をはずれた子がこの後どうなったのか。例えば地域外で3人グループで一緒に通いましょうね、通いたいねと言って1人ははずれてしまったと。それで、その子がその後どういうふうになっているのかという心理面的こととか、それがとても気になっています。

そういうことはどうなのでしょう。去年はずれた方は結局どこに、はずれた人がどこに行ったかというのは、それはまた自分の自由で行っているのですか。

五味原委員長 基本的にははずれた方は学区の学校に行っているのではないですか。

横矢委員 学区の学校に行っているのでしょうか。

学務課長 抽せんの後という形になりますので、その後まだ余裕がある学校があれば、自分の学区は当然ですけれども、それ以外の隣接学区の学校であれば余裕があれば受けつけるという形はしております。

横矢委員 それは自由にある程度選べるのですね。

教育長 この選択制はスタートしてから5年というようなわけですね。そういう中でいろいろな制度的な課題も見えてきた、あるいは地元の町会の方々、あるいは学校関係者、PTAそれぞれからいろいろご意見が出てきているという中で、区議会からもご意見があり、今一定程度やってきたのだから、そこで一度検証をしましょう。検証する中で何か改善ができるものがあれば改善していこうということで今取り組んでいるわけでありませう。

昨年度は兄弟枠というのを設定しました。それは一昨年まではなかったのですけれども、例えば

抽せんの結果、小学生1年生の子どもとお兄ちゃん、お姉ちゃんが違う学校に通うことになった場合に、その子どもの負担、保護者の負担をいろいろ考え合わせるときに、それは教育上好ましくないだろうということでそういうご意見もたくさんあった中で、去年はそういう改善をしたわけです。

それからもう一つは、上限枠というものを設定した。これは施設の許容というのですかね、キャパシティの問題がありまして、どうしてもこれ以上の学級数は設けられない。したがって上限枠を設けたわけですがけれども、それと兄弟枠の設定のために、極端なことを言うと、赤羽小学校と白金小学校はほとんど抽せんに入れる人数が少なくなってしまったということで、これについてはまた大きな課題であると。これも議会からそういう指摘がありました。

しかしながら、やはりどうしても施設の対応というのがありますので、いろいろな意味で子どもたちがキャパを超えて行くと安全上の問題やその他もろもろ出てきますので、改修改築ができるものについては積極的に行いながら、その選択の枠を広げていく努力はもちろんする中で、一定程度の制約制限というのやはりどうしても避けられないのではないかなと思うところだと思いますね。

その中で、しかしより良い制度にするために、これからはまたいろいろなご意見をいただいて改善できればいいなと思っているところです。

小島委員 だから私も十分検討した上でより良いものに変えていくという、そういう方針は大賛成ですので、基本的な進め方は結構なんですけれども。ただこの検討課題だけでまた制度をいじくるといのは、まだもう少し検証しなくては足りないのではないかなという感じを受けたものですから、先ほどそういうお話をしました。

五味原委員長 私の意見としまして、これはあくまでも数字の上でまだいろいろと分析したわけではありませんけれども、見ている限りにおいて、芝小学校は少なくとも6年前、7年前にはいかなるのかという問題点を抱えていたわけですね。特色のある学校ということで、特に選択制をやったならば、当時はほとんどお子さんが数人しかいないという状況まで、学年ごとに。

教育長 数人ということはなかったですね。

五味原委員長 地域から来ている方、その他含めて。失礼しました。非常に少ない人数にまで落ち込んでいた。けど今この表を見ますと、私が驚いたのは、通学区の学齢人口が平成18年度で31名に対して、区域から入っているお子さんが23名。パッと見たところではよその学校と何ら変わらないところにまでになっていて、やはりこれはある意味で特色ある学校、そして学区から入ってこられていることで結果がなっているのではないかなという思いもするのです。

横矢委員 私も同じように感じたのですが、芝小学校と筈小学校ですか、筈小学校は学区外からの人数がふえて安定した形を見せていきそうで、これからうまくいきそうなのかなという気がしましたけれども、これは何か特徴があったのでしょうか。芝小学校はふえていったというのはわかるのですが、筈小学校の方は何が理由ですか。

学務課長 ちょっとこれは確証はないのですが、筈小学校は日本語学級が設置されておりまして、そういったイメージから、外国人のお子さんもいっぱいいらして、ほかの公立学校とはちょっと雰囲気異なる、クラス構成というか、児童構成になっているというところが魅力的だったのかなと。実際学校の現場の職員に聞いても何がよかったのかっていうのはちょっとはっきりわからないので

すけれども、そういうのが影響したのではないかと推測されます。

ただ今年度だけの数字だけですので、来年度以降引き続いて見ていかないと、その辺はちょっと明確には出てこないかなと考えております。

横矢委員 良い方向ですよね。良い方向にいつている部分をうまく、減ってしまっている学校に何か用いていくことができないのかということをも前向きに考えていくことが一番大事なのだと思います。

教育長 今横矢委員がお話になったことは大変重要なことで、私もそう思います。箕小は日本語学級設置なので、外国の子どもたちが学区を越えて入ってきていますので、当然こういう人数に毎年のようになっているのですね。ただもう芝小はそういうことではなく、やはり34人入っているということは、これは2人担任制という、あそこは区内で唯一のそういう研究をして実際にやっているところです。それからそれに対するPR、ホームページ等々もう大変立派なホームページをつくっていて、しかも極めて短いサイクルの中で更新作業をしている。外国からのアクセス数も多くて、もうあそこの学校はアクセス数が11万件を超えてダントツなのです。やはりそういうそのアクセス数とそういったこういうものというのはかなり影響しているのではないかと。

というのは、一番最後のアンケートのところにもやはりそういうのがちょっとあらわれているのですよね。例えば質問5。アンケート集計結果の小学生の2枚目、裏面になりますけれども、質問5で選んだ基準となった情報は何かといったときに、学校公開もちろん多い、それからパンフ、それからホームページ84という数字がこうやって出てきているわけですね。ですからこういう数字がだんだんふえるというのはやはり大事なことなのではないかなと思うのですね。

それからもう一つ大事なことは、この結果を分析しなくてはいけないので、各学校がやはり、では自分たちの学校が選択されるためにはどういうことが大事なのか、あるいは保護者のニーズ、思い、子どもたちの思いがどういうところにあるのかということをも分析するために、このアンケートの集計結果をグラフで、経年で少し追ってもらいたい。意識がどのように変わってきているのかということを見ることで、どういうところに力を入れなくてはいけないのか。

例えば質問4でも、学校に特色があるということに つけたその中身は何ですかといったときに、教育方針148、文化・スポーツ部活動が44、校風や伝統が110、将来の進路状況85、先生の熱意というのが82、こういうのがありますよね。この辺がどのように変化しているのかということをもやはり見ることが大事だと思うので、ぜひこれを資料としてその辺を分析して、それを学校にもしっかりと伝えてもらいたいと思います。

五味原委員長 それではこの件につきましては引き続き協議ということによろしくお願いしますか。

委員一同 はい。

五味原委員長 また改めて協議をさせていただきたいと思います。

この件につきまして、教育政策担当課長、何かございますか。

教育政策担当課長 本日のところは継続協議でお願いいたします。

五味原委員長 わかりました。

それではこの件につきましては継続協議とさせていただきます。

(2) 社会教育の施策について

五味原委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

生涯学習推進課長 本日のところは継続協議でお願いいたします。

五味原委員長 それではこの件につきましても、継続協議とさせていただきます。

ほかに何かございますか。

教育長 今度10月15日日曜日に多目的運動場がオープンしますね。今その計画を生涯推進課でやっているのですけれども、今そこを通るとほとんど何かもう完成に近いような感じで見えるのですが。教育委員の先生方に、1回オープンの前に見ていただきたいと思いますが。

五味原委員長 そうですね。

教育長 オープンのときに外部の人と一緒に初めて見ましたなんていうのではなくて、一度やはりその前に見学会なり何なりというものが、大切ではないかなと思うのですけれども。

小島委員 15日の前というともうちょっと。

教育長 10日に教育委員会があるのですけれどもね。

小島委員 10日ね。

教育長 その辺のところをちょっと調整してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

生涯学習推進課長 それでは10日を第1希望日として日程調整をさせていただくようにします。

小島委員 10日しか来られないような感じがしますので、10日でお願いしたい。

生涯学習推進課長 それでは10日で調整します。

五味原委員長 10日は委員会ですよ。委員会がございまして、ではそれに引き続いてということではいかがでございましょうか。

小島委員 そうしていただければ助かります。

生涯学習推進課長 そのように調整させていただきます。

五味原委員長 そのようにお願いいたします。

ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

第3 審議事項

(1) 議案第27号 小中学校職員の旅費支給規程について

五味原委員長 それでは日程第3、審議事項。

議案第27号 小中学校職員の旅費支給規程について、参事、お願いします。

参事(庶務課長事務取扱) それでは小中学校職員の旅費支給規程についてご説明申し上げます。

資料は議案資料1と1-2を利用させていただきます。これまで小中学校職員の旅費の支給について、区の交付規程がございませんでした。今回新たに規程を設けるものでございます。

まず1-2の資料の方からご覧いただきたいと思います。

今回、市町村立学校職員給与負担法の改正がございました。これまで区市町村が実施する研修をするための旅費ということについて、根拠がなかったわけでございますけれども、区市町村の主体的判断によって教職員の旅費を負担することを可能にするために、この市町村立学校職員給与負担法の第1条が改正になりました。もう1枚A3判のもので、市町村立学校職員給与負担法という法律の第1条を掲げてございます。これは左側、3ページとページが打ってあるところですが、この下の段が改正前、上の段が改正後ということです。2行目、いろいろ手当があって、退職一時金並びに旅費で最後のところ、旅費は都道府県の負担とするという規程になっておりました。それが改正後ということで上です。「旅費(都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る)」という形で、これは反対に読むとそれ以外の支給も可能になると、そういうちょっとわかりにくいのですが、そういう規程になっております。

また1-2の1枚目のところにお戻りいただきたいと思っております。都道府県が負担する教職員の旅費の範囲が明確にされた、さっきのカッコ内でございますけれども、都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。これは都道府県が負担をする。それ以外について市区町村が旅費を支給することができるというふうな形の条例でございます。

ただし、都費の負担教職員の旅費については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法ですが、これの第42条で都道府県の条例で定めるものと、旅費は都道府県の条例で定めるものというふうにされておりますので、具体的なその基準自体は職員の旅費に関する東京都の条例の基準に基づき支給するということになります。それを踏まえて区がこの支給規程を新たに整備するということになります。

議案資料の1番目をおめくりいただきたいと思っております。これまで結局都道府県の予算の範囲内で都費の職員については旅費を支給していたわけですが、区市町村の判断でそれを超えて研修等をしたという場合の根拠を明らかにするという規程でございます。5行ほどの短い規程でございますけれども、港区立学校設置条例、別表第1というのは小学校19校の名称とそれから所在地が書いてある表でございます。それから第2が中学校10校でございます、に規定する学校に勤務する職員、これについての旅費を、終わりから2行目ですね、市町村立学校職員給与負担法第1条及び職員の旅費に関する条例の規定に基づき、支給するものとするという短い規程でございます。

2行目の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員、これは市町村立の小中学校の校長、副校長、教諭、栄養教諭等々の教諭のことを差しているものでございます。常勤の職員及び地方公務員法第28条の5の第1項、これは再任用職員で短時間の職員ということでございますけれども、それらが対象になるという、長いカッコの中でございますけれども、が対象になるということでございます。

今後は、東京都の旅費の規程に基づいて区で支給をするということになります。

これは区の一般職員の旅費の規程とは違って、東京都の規程ということでそれぞれ校長なり教諭なりがその区分に従って旅費が定められているという東京都の条例に基づいて支給をするということになります。

簡単ですが、以上でございます。

五味原委員長 ただいまの説明について、ご質問ございますでしょうか。

小島委員 今のお話を聞いて、先生方の旅費を支給する基準が明確になって、また新たにそういう旅費を支払えるようになるということで、内容的にも結論的にも非常に結構な話で、これでいいのではないかと思うのですが。

五味原委員長 区費の講師に関してもこれに準じたことになるわけですか。

参事（庶務課長事務取扱） 区費は区の旅費の支給です。都費の職員については根拠がなかったということです。

小島委員 逆に言えば今までどうだったのですかという質問が出るのだということですよ。

五味原委員長 都の規程以外は区で払うこともできなかったわけですね、今までは。

参事（庶務課長事務取扱） そこが今回明確になったわけです。

五味原委員長 ほかにございますでしょうか。

教育長 東京都が予算でつけてくる旅費というのは、当然のごとく上限があるわけですね。そうすると今のように、例えば私が前任の、校長のときにいた東村山から目黒だとか、あるいは今の現の教職員研修センターに1人の人間を出張させるとしたら往復で1000円超えてしまうのですよ。そういうので、ましてや研究員だ何だという役を持ちますと、それだけで毎年足りなくなってしまうのですよ。足りなくなるとどうするかというと、近隣の学校と旅費の調整をして、あまりそういう研修が多くないところから予算をいただいて、そして調整して支給していたのです。そういうことになってしまうのですね、しかも大きい学校と小さい学校いろいろまちまちでありまして。特にまた区で特別な移動教室だやれ何だということをやるとすると、それにかかわる宿泊の旅費だとか日当だとかいうことになると、それでは賄いきれないという問題がやはり出てくる。

区の教育委員会が特色を出して教育でやろうとしても、今度は旅費がありません、教員の旅費がありませんという話にもなってしまう。だからそういう意味ではこういう改正があると、区の特色をそういう意味ではしっかり出して、そして旅費もきちんとそういう規定の中から支払うことができる。

小島委員 中身的には非常に結構な話ですよ。

五味原委員長 ほかにご質問等ございますか。

よろしゅうございますか。ないようでございますので、採決に入ります。

議案第27号 小中学校職員の旅費支給規程について、原案どおり可決することで異議ございませんか。

（異議なし）

五味原委員長 ありがとうございます。

それでは議案第27号については、原案どおり可決させていただきます。決定いたします。

「閉会」

五味原委員長 ほかに何かございますか。

特にないようでございますので、これをもって本日の委員会を閉会といたします。次回は10月

10日、午前10時より開催いたします。

本日はありがとうございました。

(午前11時50分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長

五味原 康

港区教育委員会委員

横矢 真理